

## 地域計画(案)

策定年月日	令和7年(2025年)3月17日
更新年月日	令和8年(2026年)〇月〇〇日 (第1回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	荒尾市 (43204)
地域名 (地域内農業集落名)	荒尾市全地区(原則農用地区域(地目:農地))  (宮内、本村、深瀬倉掛、古庄原、助丸、川北、田倉、上井手上、上井手下、唐池、宿、元村、金屋、庄山、小路、陣屋敷、下里衣裳給、下櫻尾、町、上櫻尾、中町、上揚、上樺、下樺、毘沙門、焼石、尾上谷、猿掛、雨堤、本村、大和、川後田、今寺、川登、野原、上赤田、下赤田、東山、菰屋北、菰屋南、北増永、南増永、中増永、揚増永、向一部、中一部、海下、磯蔵満、城、天神木、高浜、牛水下、牛水中、牛水上、小野、水島、新生、一里木、硯川、榎原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	799 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	798.7 ha
② 田の面積	404.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	389.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	76.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	70 ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	39.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	39.5 ha
(備考) 遊休農地 74.1ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

本市の農家数は、2010年では887戸であるのに対して、2020年では577戸に減少しており、年齢別でも60歳未満の農業従事者数が約3割に留まるなど高齢化も進んでいる状況となっているため、担い手の確保や後継者の育成が必要となっている。

また、昨今の気象災害や物価高騰などにより、本市の農業生産・経営を取り巻く環境は大きく変化していることから、農家の経営安定化や所得向上のため、優良農地の集積・集約や生産性向上、新たな販路の開拓などが重要となっている。

担い手の不足によって、荒廃農地も増加しているため、認定農業者等の主要な担い手の他にも、地域住民などを交えた地域全体での農地の管理や利活用を推進する仕組みづくりも行っていく必要がある。

## 【地域の基礎的データ】

- ・総農家数:577戸(販売農家331戸、自給的農家246戸)
- ・農業経営体:345経営体(個人336経営体、団体9経営体)
- ・主な作物:主食用水稻、WCS、小麦、ジャガイモ、梨、みかん、ブドウ、キャベツ、ナス、スナップエンドウ、スイカ等

※2020年農林業センサス、令和5年農業算出額(推計)等より

### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水田については、土地利用型農業(米、麦、大豆)によるブロックローテーションや野菜(露地、施設)の生産を推進していく。
- ・畑については、JA共販作物や道の駅での売上が見込める農産物の生産推進を図る。
- ・樹園地については、国庫事業等を活用しながら、梨、みかん、ブドウの新植、改植を推奨していくとともに、省力樹形の園地形成等にも取り組み、果樹産地の維持・発展につなげる。
- ・親元就農や事業継承等による人材の育成、施設やスマート農業の導入支援などによる生産性の向上、道の駅整備やブランド化による販路の拡大等の担い手の経営力強化を図っていく。
- ・「みどりの食料システム戦略」や「食料・農業・農村基本法」等とも整合性のとれた環境負荷低減の営農推進、クロスコンプライアンスの徹底、物価高騰に合わせた適正価格の販売推進なども産地全体で取り組んでいく。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

基盤整備地区を中心に、農地中間管理機構(農地バンク)を活用した担い手(認定農業者等)への集積・集約を行っていくことを基本としつつ、農業用施設(農道・水路等)の保全管理を担い手だけでなく、兼業農家や小規模農家、地域住民など関係者一丸で行っていく仕組みづくり、環境づくりを進める。

また、基盤整備未実施農地については、現行の耕作者が継続した営農活動が行えるよう地域全体で支えていく、荒廃が進む農地などは蜜源地などの幅広い用途で活用していく。

### (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	43.8 %	将来の目標とする集積率	80 %
--------	--------	-------------	------

### (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

農業用施設の保全管理を行う労働力の確保や農地所有者の意向等を勘案すると、極端な集約化ではなく、まずは高齢農家の耕作地の継承を計画的・段階的に行っていく。

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

### (1) 農用地の集積、集団化の取組

農地バンクを活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

また、国庫事業(多面的機能支払交付金事業など)を活用して各集落ごとに取り組んでいる農地の保全・管理活動等について、集落間での情報共有や連携による広域化や効率化を推進する。

未相続農地については、相続人の探索が困難なことが多いため、農業委員会において適正な農地の相続について周知し、未相続農地を増やさない取組を進める。

## (2) 農地中間管理機構の活用方法

地域の会議等で農地中間管理事業の周知を行い、農地バンクを通した賃貸借を推進し、集約化を目指す。

農地の貸し借りなどの手続きを通して、未相続農地の解消に取り組む。

### (3) 基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道、用排水、暗渠排水等の整備、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

平山、府本、樺地区においては、基盤整備実施に向けて協議を進めていく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組

JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあつせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

地域内で農作業の効率化を図るため、水稻防除作業は必要に応じてJAたまなへの委託や大型農家によるドローン防除等を推進する。

以下任意記載事項(地域の事情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

### 【選択した上記の取組内容】

①イノシシ・カラスによる農作物が被害が出ているため、防護柵の設置や駆除活動などを地域や関係団体で連携して実施し、有害鳥獣被害の防止を図る。

③スマート農業技術やデジタル技術の導入により、農作業の負担軽減や効率的な農業経営につなげる。

⑤国庫事業等を活用して改植・新植を推進するとともに、省力樹形の園地形成にも取り組み、昨今の自然環境に合わせた果樹経営を推進する。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は

「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JAたまな	農薬散布(無人ヘリ)	水稻
2	MAEDA合同会社	均平・整地作業、防除・肥料散布、農業機械レンタル等	水稻、野菜

## 6 目標地図(別添のとおり)

### 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に對し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。